

消防署からのお知らせ

春季全国火災予防運動のお知らせ

3月1日(日)～7日(土)

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

林野火災注意報・林野火災警報の運用開始について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用が始まります。**運用の期間は、1月から5月まで**です。

○林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、発令区域内における「火の使用の制限」について努力義務を課すこととなります。

さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、発令区域内における「火の使用の制限」について義務を課すこととなります。

また、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

～火の使用の制限とは～

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。



林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によるものです。皆で気をつけていきましょう。



【林野火災注意報・林野火災警報発令状況の確認について】

発令状況については、次の方法により確認できます。

- (1) 須賀川地方広域消防組合ホームページ
- (2) 災害情報案内(0248-76-8181)
- (3) 最寄り消防署への電話による問合せ
- (4) 各市町村防災行政無線(林野火災警報のみ)

令和8年度から「医療費のお知らせ」の送付月と回数が変わります。

「医療費のお知らせ」は、平田村国民健康保険に加入されてる世帯へ、医療機関でかかった医療費の額をお知らせすることにより、皆様の健康に対する認識を深め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。

医療費のお知らせは令和7年度まで年6回送付していましたが、県の取り組みの一環として令和8年度から年1回(令和7年11月から令和8年10月診療分)、令和9年1月中旬に送付予定です。

・記載内容は保険医療機関等からの請求に基づいて作成しております。保険医療機関等からの請求が遅れている場合は、医療費のお知らせへの記載も遅れる場合があります。

・医療費のお知らせの「一部負担金」の欄の金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合(窓口での10円未満の四捨五入による端数処理、公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。

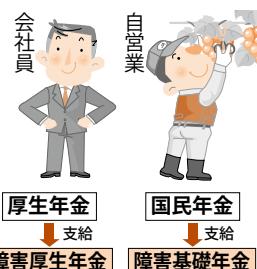


住民課 国保係 ☎55-3112

年金だより

障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金と、会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度加入中に病気やケガで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。



障害年金を受け取るための受給要件

1.初診日が被保険者期間等にあること

障害の原因となった病気やけがの初診日(※1)

①国民年金または厚生年金に加入している期間(被保険者期間)

②20歳前(年金制度に加入していない期間)もしくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)

(初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。初診日の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により確認することが可能です。)

2.保険料の納付要件を満たしていること

次の①または②を満たしていること

①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要。

3.一定の障害にあること

①障害認定日(※2)に、障害の状態が法令で定める障害の程度(障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級)に該当すること。

②障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が法令で定められた状態に該当すること。

※1初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと

※2障害認定日：障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やケガについて初診日から1年6か月過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やケガが治った(症状が固定した場合)はその日

ご不明な点は、平田村役場住民課又は年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎55-3112 ／ 郡山年金事務所 ☎024-932-3434